

## 平成18年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成18年3月15日(水曜日)

午前10時00分開議

- 第14 議案第17号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第18号 訓子府町公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第19号 訓子府町運動施設の設置に関する条例の制定について
- 第17 議案第20号 公園の設置及び管理条例の全部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第21号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第22号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第25号 訓子府町国民保護協議会条例の制定について
- 第21 議案第27号 北見地域障害程度区分認定等審査会の設置について
- 第22 議案第6号 平成18年度訓子府町一般会計予算について
- 第23 議案第7号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第24 議案第8号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第25 議案第9号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第26 議案第10号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第27 議案第11号 平成18年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第28 議案第14号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第29 議案第15号 訓子府町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 第30 議案第23号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第24号 訓子府町国民保護対策本部及び訓子府町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 第32 議案第26号 訓子府町農業施設に係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第28号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第34 議案第29号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
- 第35 議案第30号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
6番	大坪	勝廣	君	7番	柴田	喜八	君
8番	小坂	正利	君	9番	上原	豊茂	君
10番	高橋	徳男	君	11番	佐藤	静基	君
12番	小林	一甫	君	13番	渡邊	易右工門	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

5番 松浦 啓博 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	深 見 定 雄 君
助 役	宮 川 伊 三 男 君
総 務 課 長	山 田 日 出 夫 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 正 好 君
町 民 課 長	山 川 栄 二 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
農 林 商 工 課 長	山 内 啓 伸 君
建 設 課 長	竹 村 治 実 君
水 道 課 長	竹 村 治 実 君
施 設 車 両 課 長	小 田 藤 夫 君
教 育 長	小 野 茂 君
管 理 課 長	平 塚 晴 康 君
社 会 教 育 課 長	佐 藤 明 美 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	石 森 修 君
社 会 教 育 課 業 務 監	上 野 敏 夫 君
教 育 委 員 長	白 崎 隆 誠 君
監 査 委 員	四 十 物 義 雄 君
選 挙 管 理 委 員 長	田 古 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菅 野 宏 君
出 納 室 長	菊 池 一 春 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 良 次 君
議 会 事 務 局 係 長	今 田 和 則 君

### 開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、松浦議員から欠席の届出が出ております。

深見町長から葬儀出席のため、遅れて出席する旨、報告がありました。さらに、鳥山農業委員会会長から欠席の報告がありました。また、三好福祉保健課業務監から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 各議案の提案理由の説明

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号

議長（柴田喜八君） 昨日に引き続き、一括議題の各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第17号、66ページから順次説明をお願いいたします。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案66ページをお開き願います。

議案第17号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

別紙でありますけれども、67ページ以降が改正案ですが、70ページからの新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、第2条は介護保険運営協議会の設置規定でありますけれども、運営協議会は法による設置規定がなく、介護保険制度も開始以来6年が経過し、制度が浸透し一定の役目を終えたものとして廃止をしようとするものであります。

次に、第3条は保険料率の規定でありますけれども、平成18年度から平成20年度までの介護保険料は、現行の第3条第2号を2分割し、第2号に該当するもののうち年金収入額が80万円以下のものについては、新第2段階といたしまして保険料の額を引き下げ、このことによりまして保険料段階を5段階から6段階とし、基準保険料を現行より月額100円引き上げ3,500円とし、年額4万2,000円とするものです。この基準保険料4万2,000円は改正案の第3条第4号に該当します。第3条第1号と第2号に該当するものは、基準保険料の4分の2、第3号は4分の3、第4号は4分の4、第5号は4分の5、第6号は4分の6をそれぞれ乗じた額となります。

次に、第5条第3項の改正は、保険料段階が変更になった場合の月割計算の規定に、保険料段階が5段階から6段階に区分が一つ増えましたことによる改正であります。

次に、第13条の罰則の規定につきましては、介護保険法の改正によりまして、要支援

の区分が要支援 1、2 に分かれたことにより、要支援の認定を受けた者が程度が変化した場合に、町から被保険者証の提出を求められても応じない場合の罰則規定を追加したものです。

次に 71 ページですけれども、附則としまして新予防給付の施行期日ではありますが、介護保険法に基づき平成 18 年 4 月 1 日から地域包括支援センターの設置が義務づけられており、この設置を延期する場合は、期日を条例で定める必要がありますことから近隣市町と足並みをそろえることで 9 月 30 日まで延期し、地域包括支援センターを 10 月から設置しようとするものであります。このことによりまして、要支援の認定を受けたものに対する新予防給付も 10 月から実施をすることになります。

次に、改正条例の附則でありますけれども、この条例の施行期日は 4 月 1 日とするものであります。

第 2 条の経過措置につきましては、この条例の施行後においても平成 17 年度以前の保険料は従前の例によることとしております。

次に、第 3 条以降は平成 18 年度及び平成 19 年度における保険料率の特例についての規定であります。平成 17 年度の税制改正によりまして、老年者の非課税限度額が廃止されたことに伴い、保険料段階が引き上げられるものが出てくることから激変緩和を設けることを規定しております。

第 3 条第 1 項第 1 号でご説明いたしますけれども、第 3 条第 4 号に該当するものであってうんぬんとありまして、最後に第 3 条第 1 号に該当するもの 2 万 7,700 円というふうにございます。これは 1 ページ戻っていただいて、70 ページをご覧くださいと思っておりますが、70 ページの保険料の規定、条例本則の第 3 条第 4 号に該当し、保険料が 4 万 2,000 円になったものが、仮に税制改正がなかったとした場合、第 1 号の 2 万 1,000 円の保険料になるものにつきましては、平成 18 年度は激変緩和として本来の 4 万 2,000 円ではなく 2 万 7,700 円というふうにするものであります。

以下、附則の 3 条につきましては、第 1 項が平成 18 年度の激変緩和、第 2 項につきましては、平成 19 年度の激変緩和措置の規定であります。

次に、69 ページに戻っていただきまして、69 ページ下段のほうに特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を規定しておりますが、70 ページの上段にありますように、介護保険運営協議会を廃止しまして、地域包括支援センター運営協議会を設置しようとするものであります。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第 18 号の提案内容について、説明をさせていただきますので、議案書の 74 ページをお開きください。

議案第 18 号 訓子府町公民館条例等の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町公民館条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。その内容につきましては 75 ページ以降のとおりでございます。

この条例は、主に公共施設の使用を負担の公平化の観点から原則有料化するために、改

正しようとするものでありますが、75ページの第1条では訓子府町公民館条例を、第2条、次のページの76ページの中ほどになりますけれども、訓子府町スポーツセンター設置条例を、以下同様に公共駐車場、ゲートボール場、温泉保養センター、日ノ出地区ふれあいセンター、温水プール、農業交流センター、総合福祉センターの各設置条例の一部改正をそれぞれ第3条から第9条までの条例を付して改正しようとするものでございます。

改正条例につきましては、非常に長文であり、また難解な部分もありますので、議案書の86ページ以降にあります訓子府町公民館条例等の一部を改正する条例の概要により説明をさせていただきたいと存じます。なお、各施設に共通して規定すべき事項を、例えば使用料の還付に関する規定や原状回復の義務規定、さらには損害賠償や過料に関する規定等につきましても、この機会に各施設共通的に整理をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、またすべての施設について、今回「使用承認」と「使用許可」というふうに混在しておりますけれども、それをすべて「使用許可」という表現に統一させていただいておりますので、あらかじめご理解を賜りたいと思います。

それではこの改正条例の概要のご説明いたしますので、86ページをご覧くださいと思います。

まず、1の公民館、 の使用料、公民館の条例で申しますと第7条ということになります。第7条関係になります。現行では無料。ただし、目的外利用は有料とされており、別表で使用料を規定しております。これを改正後におきましては、有料とし使用しようとする者は別表第1から第3に定める使用料を前納しなければならない規定に改めようとするものであります。なお、この前納については、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでないという例外規定を設けております。また、使用料の減免につきましては、規則で定めることに改めるものでありますが、前納の例外規定とこの減免規定については、すべての施設の条例に同様の規定を設けることとしております。

次に、 の使用料の還付(第8条関係)についてであります。使用料につきましては、原則として還付しないということになっておりまして、これ自体は今までと同様でございますけれども、還付できる場合の規定に新たに使用日前7日までに届け出があったときは無条件に還付できることとしたほか、その他特にやむを得ない事情があると認めるときも還付できることにしようとするものであります。

次に、 の原状回復義務(第10条関係)であります。使用者が施設の使用を終えたときなどは、原状回復をしなければならないことになっておりますが、これを履行しないものに対しては教育委員会がこれを代行し、その費用は使用者が負担することを定めたものであります。従前は、費用は使用者から徴収しなければならないこととされておりましたが、費用を負担いただくことも可能としたものであり、これについても全施設共通の規定にしようとするものでございます。

次に、 の損害賠償第11条関係であります。施設をき損・滅失したものについては、その損害を賠償しなければなりません。現行規定では、その減免規定がありませんので新たにやむを得ない事情があると認めるときは、減免することができると規定を追加するものであります。

次に、 のその他の改正であります。「承認」を「許可」に改めるほか、他の条例と条

文の字句を統一するための改正であり、条例内容に実質的な変更がございません。

次に、 の使用料別表の改正についてであります。まず別表第1につきましては、公民館施設使用料を1時間を単位とした料金表に改めたものであります。この金額は施設の維持管理経費と各部屋の面積をもとに算定したものであります。なお、記載は省略しておりますが、日中とは午前8時30分から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後10時までとなっております。また、表の備考に記載しておりますとおり、施設の電灯及び電熱設備以外の電気を使用する場合は、それに応じた料金を別に徴収すること。また、2としまして、1月1日から4月30日までの冬期間は暖房料として、表に記載の額を使用料に加算することとしております。また備考の3として、施設の設置目的外に使用する場合の使用料は、暖房加算を含め2倍の額とし、これが営利を目的とした町内の商社等が使用する場合にあっては6倍、町外の商社等が使用する場合にあっては10倍の額とすることとしております。なお、この目的外の使用料については、概ね現行料金になるよう配慮し設定してございます。備考の4として、1時間未満の端数がある場合は、1時間とする旨を規定してございます。

施設の区分ごとの金額につきましては、表のとおりでありますので説明は省略をさせていただきますが、それぞれ目的に沿った使用に際しては、8割を上限に減免することを予定してございます。

次のページ、87ページをご覧くださいと存じます。別表第2については、ピアノやターンテーブル等、備え付け物件の使用料を定めた表であります。これに陶芸釜として素焼き1,300円、本焼き2,000円を加えるものでございます。

その下の別表第3については、駐車場等の敷地の使用料を興行使用にあっては1日につき㎡100円、臨時露店にあっては㎡11円を負担いただくこととし、新たにこれを規定しようとするものでございます。

次に、2のスポーツセンターにかかる条例改正についてであります。まず の使用の許可等。スポーツセンターの設置条例で言いますと第6条関係になりますが、これにつきましては現行条例で、スポーツセンターの使用については教育委員会の定めるところによるという簡略なものになっておりましたが、他の施設の条例と同様の内容に改めるものでございます。改正案としましては、ここに記載のとおり許可を受けることと使用に条件を付すことができること、さらには使用申請事項に変更があったとき、または使用取り止めたときは届け出をしなければならないということを規定してございます。

の使用許可の取消等(第6条の2関係)でございますが、新たに使用許可の取消、使用停止、使用条件の変更等をできる規定を追加するものであり、これにつきましても他の施設の条例と同じ内容となっております。

の使用料(第7条関係)でございますが、改正点としましては、使用料は原則前納としたことと、ただし書きでその例外規定を明文化したことであります。また、減免については規則で定めることに改めるものでございます。

の権限の委任につきましては、現行条例の第8条になりますけれども、本来条例事項になじまないものでありますので、この機会に削ることとし、 の使用料の還付の条項に前文改正を行ってございます。なお、使用料の還付につきましては、公民館の改正条例と同じ内容でありますので説明は省略をいたします。

の原状回復の義務（第9条関係）であります。現行条例に規定がありませんので新たに追加するものであり、の損害賠償（第10条関係）については、ただし書きでやむを得ない事情があると認めるときは、減免できる例外規定を追加するものであります。なお、これらの改正内容につきましては公民館と同じでございます。

の過料（第11条関係）についてであります。詐欺、その他不正行為により使用料徴収を免れたものに使用料の5倍、その額が5万円以下のときは5万円となりますが、その額以下の過料を科すことができることとしたほか、無断使用し中止の命令に従わない者など、ここに記載の4つに該当するものについては1万円以下の過料を科すことができる規定を新たに追加するものでございます。

次のページの88ページに移りまして、のその他の改正につきましては、条の繰り下げであり内容の変更はございません。

の使用料別表の全部改正であります。これにつきましても公民館同様、1時間単位の使用料とするほか、暖房料の加算や目的外使用の場合の取り扱い等、備考で規定しております。なお、競技場については6分割で使用できることから、使用料についてもその分割数で除した金額を負担いただくこととしております。

金額につきましては、表のとおりでありますので説明は省略させていただきますが、これにつきましても、目的に沿った使用については8割を上下に減免することを予定しております。また、個人使用については1回につき100円を負担いただくこととしております。

次の3の公共駐車場にかかる条文改正でありますけれども、の使用許可の取消、第5条の2関係につきましては、他の施設と同様に規定を新設するものであります。

の使用料（第6条関係）につきましては、現行無料のものを1日につき㎡あたり11円を負担いただくことを定めたものでございます。

の使用料の還付につきましては、他の施設と同様の規定を追加するものであります。

次のページ、89ページに移りまして、の原状回復の義務（第7条関係）につきましても、使用者の原状回復の義務とそれを履行しなかった場合の費用負担の取り扱いを他の施設と同様の規定に改めるものでありますし、の損害賠償との過料につきましても、他の施設と同様の規定を新たに追加するものでありますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

のその他の改正につきましては、見出しの改正と条の繰り下げであり内容の変更はございません。

次に、4の屋内ゲートボール場の条例改正についてであります。まず、の使用の許可等（第3条全文改正）につきましては、現行では使用者の範囲を定めておりましたが、これを他の施設と同様に使用の許可等として全文改正するものでございます。

以下、の使用許可の取消等（第3条の2関係）、の使用料（第4条関係）、の使用料の還付（第5条関係）、の原状回復の義務（第7条関係）、次のページ、90ページに移りますが、の損害賠償（第8条関係）、の過料（第9条関係）につきましては、他の施設の条例と同様の内容にするため、追加あるいは改正を行うものでありますので、ご意見をいただくこととし説明は省略させていただきます。

のその他の改正につきましては、条の繰り下げであり内容の変更ありません。

の使用料別表の全部改正であります。右側の現行使用料の備考1にありますように、現行では本町に在住または在勤する者で構成する団体等の使用は無料となっておりますが、これを左側の表のとおり改正するものでございます。これにつきましても、他の施設と同様、冬期間の暖房料の加算や目的外使用の場への使用料の扱い等について備考でそれぞれ規定してございます。なお、屋内ゲートボール場につきましても、目的に沿った使用は8割を上限として減免することを予定してございます。

次に、5の温泉保養センターにかかる条例改正であります。温泉保養センターにつきましては入浴料別表の改正でありまして、一般の入浴料及び子供の入浴料についての変更はありませんが、老人と身体障害者等の優待料金を1回140円を200円に、回数券では1,200円を1,750円にそれぞれ引き上げるものでございます。入湯税を含めた料金で申しますと一般料金の概ね3分の2の額になってございます。

次に、の日ノ出地区ふれあいセンターにかかる条例の改正であります。まずの使用の許可(第3条関係)につきましても、「承認」を「許可」に改めるもののほか、申請内容に変更等があったときの届け出義務を定めたものであります。

次のページ、91ページに移りますが、の使用料(第4条関係)、の使用料の還付(第5条関係)、の原状回復の義務(第10条関係)、の過料(第12条関係)につきましては、他の施設の条例と同様の内容に追加あるいは改正を行うものでありますので、説明は省略させていただきます。

のその他の改正につきましては、「承認」を「許可」に改めるほか、条文の字句の統一化及び条の繰り下げでありまして内容の変更はございません。

の使用料別表の改正であります。まず別表第1につきましても、表のとおり全文改正するものであります。この中で和室研修室につきましても、従前2室としてそれぞれ使用料を定めておりましたが、実態に合わせてこれを1室として料金を設定したほか、「農産品製造室」を「調理実習室」に改め使用料を設定しております。なお、暖房料加算の期間については、他の施設と同じ11月1日から4月30日に改めてございます。

また、葬儀以外で昼夜を通して使用する場合も想定されますことから、次のページ、92ページにありますように、備考の5になります新たに規定を設けてございます。

次に、別表の第2の備付物件使用料につきましても、ひまわりの搾油機の廃止と合わせ、表の整理を行ったものでございます。

次に、7の温水プールにかかる条例の改正についてであります。温水プールにつきましては使用料そのものの改正はございません。すべて他の施設と共通の規定になるよう条文の改正または追加をしたものでございます。

なお、次のページ、93ページの 使用料別表の改正にありますように、表中の専用の字句を訂正したほか、施設の設置目的外の使用に際する使用料の取り扱いを備考の4として追加してございます。

各改正条文の内容につきましては、ここに記載のとおり、他の施設の条例と同様でありますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、8の農業交流センターにかかる条例改正についてであります。の使用料(第6条関係)、の使用料の還付(第7条関係)、の現状の回復の義務(第9条関係)、の過料(第11条関係)につきましては、それぞれ他の施設と共通の規定になるよう条文の



改正または追加をしたものでございます。これにつきましても、内容の説明は省略をさせていただきます。

次のページ、94ページに移りまして、のその他の改正であります。他の条例の条文及び字句の統一化を図るための改正と条の繰り下げを行うものであり、内容の変更はございません。

の使用料別表の全部改正についてであります。会議室と和室については1時間を単位として、農産加工室については従前どおり5時間を単位として、また、展示室については1日を単位としてそれぞれ金額を設定してございます。なお、他の施設と同様に暖房加算等の取り扱いを規定しておりますが、暖房加算の期間については11月1日から4月30日までに改めております。

次に、この条例の最後の施設になります9の総合福祉センターにかかる条例の改正であります。総合福祉センターにつきましては、主として事務事業実施の為の施設であり、広く一般貸出することを想定していなかったため使用料は無料とされておりますが、町の事業に支障のない範囲内で関係団体等の使用も実態としてありますことから使用料を設定するものでございます。

まず、の使用許可(第4条関係)であります。新たに許可しないことができる規定を追加してございます。これにつきましては、町の事務事業執行等に支障がない範囲、これには庁舎の管理上のことも含まれますけれども、一定の制限ができるようにしたものでございます。

以下、の使用許可の取消等(第5条関係)、の使用料(第6条関係)、これには減免規定が含まれますが、それとの使用料の還付(第6条の2関係)です。の原状回復の義務(第7条関係)、の過料(第9条関係)につきましては、それぞれ他の施設と共通の規定とするための改正、または追加を行ったものでありますので、これにつきましても説明は省略させていただきます。

のその他の改正につきましては、第8条の損害賠償の条文を他の条例の表現と統一したほか、条の繰り下げを行うものであり自主的な変更はございません。

の使用料別表を新たに追加する改正につきましては、暖房料の加算あるいは営利目的の使用を前提としてないことから本表のみの規定となっております。なお、目的に沿った使用に際しては、規則において免除あるいは他の施設と同様に8割を上限として減免することを予定してございます。

以上が公民館をはじめとする9施設の改正条例の内容ですけれども、この条例の附則について説明いたしますので、85ページに戻っていただきたいと思っております。85ページをご覧ください。

附則の第1項は、この改正条例の施行期日であります。平成18年4月1日から施行することとしております。

次に、附則第2項から附則第6項までにつきまして、この改正条例の施行前に行った使用許可または使用承認は、改正後の各施設の条例の規定に基づいて行った使用許可と見なすという経過措置をここで設けてございます。また、この場合において使用料が無料であったもの、またはすでに納めた使用料に不足が生じるときは施設を使用する日までに納付しなければならないことを規定したものであり、附則の第2項については、訓子府町公民

館条例、附則第3項は訓子府町スポーツセンター設置条例、附則第4項は訓子府町屋内ゲートボール場条例、附則第5項は日ノ出地区ふれあいセンター設置及び管理条例、附則第6項は訓子府町農業交流センター設置条例について、それぞれ同様の経過措置を規定したものでございます。

以上が、議案第18号 訓子府町公民館条例等の一部を改正する条例の制定について、提案内容の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号の提案内容について説明いたしますので、議案書の96ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号 訓子府町運動施設の設置に関する条例の制定について。

訓子府町運動施設の設置に関する条例を次のように制定しようとするものであります。その内容につきましては次のページ以降のとおりでございます。この改正条例につきましては、公共施設を原則有料化することに伴い、屋外の運動施設及び学校体育館等を一つの条例で管理しようとするものであり、この後提案をいたします公園の設置及び管理条例で規定してありましたレクリエーション公園内にある野球場、運動広場、スキー場とこの条例の附則で廃止しますパークゴルフ場を包括した条例にしようとするものでございます。

それでは条ごとに主な内容について説明いたしますので、97ページをご覧くださいと思います。

まず、第1条につきましては、この条例は地方自治法第244の2の規定に基づき、訓子府町運動施設の設置について必要な事項を定めることを目的として規定してございます。

第2条は、この条例の適用を受ける運動施設の名称と位置を規定しており、訓子府町のパークゴルフ場をはじめ、合わせて15施設について規定してございます。

第3条は、使用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならないこと。第2項では、許可に際し管理上必要な条件を付することができること。第3項では、使用申請等の手続きに関することを規定してございます。

第4条は、使用制限についての規定であります。公安、風俗、その他公益を乱す恐れがあるときなどに該当するときは許可しないことを規定してございます。

第5条では、許可を受けた目的以外の目的での使用を禁止するほか、使用の権利の譲渡等を禁じた規定でございます。

次のページ、98ページに移りまして、第6条につきましては使用料に関する規定であります。使用者は別表第1から別表第4までに定める使用料を前納しなければならないことを規定し、他の施設の条例と同様、前納の例外規定を設けたほか、減免については規則で定めることとしてございます。

ここで99ページをご覧くださいと思います。別表第1につきましては、パークゴルフ場の使用料であります。これにつきましては現行条例と全く同じでございます。変更点はございません。

次に、別表第2の屋内運動施設使用料についてであります。学校体育館と柔剣道場について、新たに使用料を規定するものであります。これにつきましては、備考として冬期間の暖房料の加算などスポーツセンターに準じた規定を付してございます。

次のページ、100ページに移りまして、別表第3につきましては町営野球場の使用料

でございます。これにつきましては、入場料を徴収しない場合で、現行3時間単位の使用料を設定しておりますけれども、これを1時間単位に割り返した使用料に改めてございます。また、実態に合わせまして、学生の区分を廃止したほか、備考に規定おりました営業目的の場合の使用料の扱いなどの記述についても全部削除してございます。

別表第4につきましては、その他の屋外運動施設にかかる使用料でございます。これにつきましては、新たに規定するものであり、額につきましては野球場の一般使用料を基準とし、面積を勘案し設定してございます。なお、備考として目的外使用の場合も使用料の取り扱いや各種施設の分割占用等について規定しておりますが、他の公共施設と基本的な違いはありませんので説明は省略をさせていただきたいと存じます。

本文の説明に戻りますので、98ページをまたご覧をいただきと思います。

第7条の使用料の還付につきましては、他の施設と共通した規定となっております。

第8条の特別設備等の制限についてであります。運動施設に特別の設備等を使用とする者は教育委員会の許可を受けることなどについての規定でございます。

第9条の使用許可の取消等、第10条の原状回復の義務、第11条の損害賠償、第12条の過料につきましては、他の施設の条例と共通的に規定するものでありますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に99ページに移りまして、第13条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定したものでございます。

次に附則であります。第1項ではこの条例は平成18年4月1日から施行することを規定しており、第2項では訓子府町パークゴルフ場の設置及び管理条例の廃止について規定しております。これにつきましては、冒頭に説明しましたとおり屋外施設を一元的にこの条例で定めることをしたことにより廃止するものでございます。

以上、議案第19号 訓子府町運動施設の設置に関する条例の制定について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号の提案内容について説明いたしますので、議案書の101ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 公園の設置及び管理条例の全部改正について。

公園の設置及び管理条例（昭和49年条例第28号）の全部を改正する条例を次のように制定しようとするものであり、その内容につきましては102ページ以降のとおりでございます。

この改正条例につきましては、レクリエーション公園にある野球場、運動広場、スキー場に関係する規定を先ほど説明いたしました訓子府町運動施設の設置に関する条例の中で定めることとしたことに伴い、本条例から削除したこと。さらには、この機会に他の公共施設と共通の規定とすべく条文の整理あるいは条項の追加することに伴い、改正の範囲が非常に多く複雑化するため、全文改正をさせていただこうとするものでございます。

それでは条ごとに主な改正点について説明をいたしますので、102ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第1条では、この条例の目的を規定したものでありますが、これにつきましては、現行条例と変更はございません。

第2条は、設置に関する規定であります。公園の名称及び位置は別表第1のとおりと

するとしてございます。ここで、次のページの別表第1をご覧いただきたいと思います。現行条例との相違点としまして、2項目の「訓子府町民の森」の位置に「187番地」を加えてございます。それとその下の「訓子府町レクリエーション公園」の位置の欄に「270番地2」をそれぞれ加えてございます。これにつきましては、地番の標記に欠落がありましたので、この機会に整理をさせていただいたものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

102ページに戻っていただきまして、第3条は公園内における行為の禁止規定でございますが、これにつきましては、近隣市町の条例も参考にさせていただき、現行条例の条文を一部整理させていただきましたが、内容的には一般的なものになっております。

第4条は、使用の許可等について規定してございます。公園の使用は基本的に自由でございますけれども、1号から5号に掲げる行為をしようとするものについては、町長の許可を受けなければならないこととしており、第2項以降はその手続き等について規定したものでございます。

第5条の使用の制限に関する規定でございますが、これについては一般的なものであるということをご理解をいただきたいと存じます。

第6条は、使用料に関する規定でございます。使用料につきましては、公園施設の全部または一部を占有しようとするものと、バッテリーカーやバーベキューハウスの備え付け物品を使用しようとする者に、別表第2の使用料を前納いただくというものでありますけれども、他の施設と同様、前納の例外規定を設けたほか、現行条例にあります減免規定はそのまま残してございます。

ここで次のページの一番下にあります別表第2をご覧いただきたいと思います。使用料の一覧でございますが、レクリエーション公園のバッテリーカー、1回100円につきましては現行どおりであります。興行使用1日につき㎡100円。臨時露店等1日につき㎡11円、バーベキュー設備1件につき150円。これらにつきましては、新たに追加した使用料でございます。

また、条文の説明に戻りますので102ページをご覧いただきたいと思います。

第7条の使用料の還付、第8条使用許可の取消、第9条の原状回復の義務につきましては、新たに規定を追加するものでありますけれども、これについても他の施設の条例と共通的に規定するものでありますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

第10条につきましては、損害賠償に関する規定であります。新たにただし書きとしてやむを得ない事情があると認めるときの減免規定を追加したものでございます。

第11条の過料に関する規定につきましては、他の施設の条例と同様に、詐欺または不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対する過料の規定を追加いたしました。

なお、第2項の次の各号に該当する者に対する1万円以下の過料にかかる規定については、現行条例と実質的な変更はございません。

第12条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定したものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成18年4月1日から施行することを規定してございます。

以上、議案第20号 公園の設置及び管理条例の全部を改正する条例の制定について、

その提案内容の説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 議案の104ページをお開きください。議案第21号の提案説明をさせていただきます。

議案第21号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和52年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下についてご説明いたしますので、105ページをお開きください。105ページには、改正文を掲載してございますけれども、説明つきましては106ページ、107ページに新旧対照表をつけてございますので、こちらで行いたいというに考えます。

まず、106ページの新旧対照表でございますけれども、預かり保育料の徴収額表でございますけれども、今回改正した部分につきましては、この表の3段目でございますけれども、第2階層でございます。この第2階層、前年度では無料となっておりますけれども、改正案では950円でございます。950円のご負担を願うというものでございます。改正理由といたしましては、この預かり保育料の徴収額、それから常設・季節保育所の保育料も、この第1階層から第10階層ということで、所得階層については全く同じ設定をして保育料を定めてございますけれども、そういったことから今回この全体的な見直し行ってきましたけれども、今回子育て支援等の関係もございまして、全体的な改正を行わず、この第2階層のみ改正を行うとしたものでございます。この階層につきましては、現行保育料は先ほど申しあげました無料となっておりますけれども、保育所では給食を、それから幼稚園の預かり保育ではおやつを毎日提供しているということもございまして、負担の公平を図る観点からこれらの経費をご負担願うというものでございます。なお、保育所保育料につきましては、それぞれの条例施行規則で保育料を規定してございまして、すでに給食相当分をご負担願うということで改正をしてございますので、預かり保育につきましても、今回改正をするということでございます。なお、ご負担願う金額につきましては、1日のおやつ代が41円でございます。これに保育日数を乗じて12ヵ月で除して計算したものが950円ということでございます。

次に、107ページをご覧いただきたいと存じます。備考の改正でございます。

1では、保育料の算定に用いる市町村民税の所得割、取得税の所得税額を算定する場合の税法上の取り扱いを明確にするため規定をしたものでございます。その内容といたしましては、市町村民税の所得割を計算する場合には、外国税額控除、配当控除を適用しないとの規定でございます。また、所得税の額を計算する場合には、所得税法、租税特別措置法等によって計算された所得税である旨の規定でございます。

なお、ただし書きといたしまして、ここに掲げております税法の規定の適用はしないということでございまして、(1)では配当控除、それから外国税額控除の規定でございます。(2)、(3)につきましては、住宅取得控除の規定でございまして、これらは適用しないということでございます。

次に、備考の2でございますけれども、先ほど説明申しあげました市町村民税の非課税世

帯にご負担を願うということから、ここに規定しています世帯に該当する場合には預かり保育料を無料とするという規定でございます。

その世帯といたしましては、(1)では母子世帯等の世帯でございます、これは母子世帯並びに父子世帯が該当するものでございます。(2)では、在宅障害児のいる世帯でございます、その中でも身体障害者手帳の交付を受けた者、それから療育手帳の交付を受けた者、それから特別児童扶養手当の支給対象児、それから国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯でございます。(3)では、その他の世帯としまして、保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯でございます、これらの世帯については徴収額を無料とするという規定でございます。

次に、一番下の備考の3でございますけれども、この規定については、現行の規定と同じでございます、備考1、2を加えたことによって繰り下げたものということでございます。

附則でございますけれども、105ページに戻っていただきましてご覧いただきたいと思っておりますけれども、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申しあげましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

町民課長。

町民課長(山川栄二君) 議案書の108ページをお開き願います。

議案第22号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成16年条例第17号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

この改正につきましては、障害者自立支援法の施行に伴いまして、児童福祉施設及び知的障害者援護施設の入所者で、北海道医療給付事業の重度心身障害者の認定要件に該当する入所者につきましては、医療費の受給対象になるということから、この条例を改正しようとするものであります。

記以下でありますけれども、次のページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第3条第1項の第1号から第5号に記載されているものにつきましては、この条例の適用除外となっている者を規定しているものでございますけれども、この度の障害者自立支援法の施行に伴いまして、第2号の児童福祉施設に入所している者、それから第3号の知的障害者援護施設に入所している者。この者がこの条例の適用を受ける対象となることになりましたことから、2号及び3号を削除いたしまして、4号を第2号とし、第5号を第3号に繰り上げようとするものでございます。

前のページに戻りまして、附則でありますけれども、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。ただし、改正前の訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号を削る改正規定につきましては、平成18年10月1日から施行するというものでございます。

以上、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案の114ページをお願いいたします。

議案第25号 訓子府町国民保護協議会条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律。いわゆる国民保護法の制定に伴いまして、訓子府町国民保護協議会条例を次のように制定しようとするものでございます。なお、この法律につきましては、近年世界中を震撼させております無差別テロ攻撃やミサイル実験、繰り返される不審船による領海侵犯など、様々な事犯を受けまして、狭い国土の四方を海に囲まれた日本国に住む国民、子ども国民を武力攻撃等からの脅威から保護する目的で制定されたものでございます。

市町村単位で国民保護計画書を策定することが、この法によって義務づけられておりますので、その策定のための協議会を設置するための条例を制定するというところでございます。

それでは記以下の条例案をご説明をいたしたいと思っております。

第1条要旨は、この法律の第40条第8項の規定によりまして、条例に委任されております町国民保護協議会本部の協議会の設置について、条例を制定する旨をうたい、第2条、委員及び専門委員の第1項では委員数を20人以内とし、第2項では法律に規定されている専門事項の調査のための専門委員について、調査終了とともに解任することなどを規定してございます。

第3条の会長の職務の代理につきましては、職務代理者を。

第4条会議では、会議は会長が招集し、協議会は2分の1以上の出席で成立し、過半数で議決されることなどを規定してございます。

第5条幹事では、第1項に協議会に幹事をおくことを、第2項で幹事は委員の属する機関から町長が任命することを、第3項では幹事は委員及び専門委員を補佐することを規定してしております。幹事というのは、いわゆる各機関の職員でございます。

第6条部会では、第1項で部会を設けることを、第2項で部会の所属委員等は会長が指名することを、第3項では会長指名の部会長を置くことを、第4項で部会長は部会を掌理することを、第5項で部会長職務代理者の指名について規定してございます。

第7条の会長への委任では、必要事項は会長が議会に諮って定めることを規定してございます。なお、附則では第1項で施行日を平成18年4月1日と定めるほか、第2項で新設される国民保護協議会委員の報酬及び費用弁償につきまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表1の「防災会議委員」の次のところに国民保護協議会委員の1項を表示のとおり加えるものであります。つまり、報酬は日額7,000円、費用弁償は議員相当額とするものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の117ページをお開き願います。

議案第27号 北見地域障害程度区分認定等審査会の設置について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第252条の7の規定に基づき、北見市及び置戸町と障害者自立支援法第26条第2項に規定する審査判定業務を共同して管理及び執行するため、別紙のとおり規約を定め、北見地域障害程度区分認定等審査会を設置しようとするものであります。

118ページでございますけれども、北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約であります。

まず、第1条では審査会を北見市、訓子府町、置戸町の1市2町で共同設置をすることとしております。

第3条では、審査会を北見市役所に置く規定であります。

第4条は、審査会の委員は関係市町で協議して定める候補者を北見市町が任命することとし、委員定数を10名以内とすることとしております。

第6条では、審査会に関する経費の負担金は関係市町で協議して定め、北見市に納付することとしております。

第7条では、審査会の決算報告について定めておりますが、北見市長は審査会に関する決算を北見市議会の認定に付したときには、関係町長に報告をしなければならないと定めております。

第9条では、審査会委員の身分は北見市の非常勤職員となるため、報酬、費用弁償に関する規定を改廃する場合には、関係町と協議をするものとしております。

第11条では補足といたしまして、この規約に定めるもののほか、審査会の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定めることとしております。

附則といたしまして、施行期日は平成18年4月1日でございます。

以上、北見地域障害程度区分認定等審査会の設置について、ご説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 次、平成18年度の予算に入りますので、その準備をしてください。

助役。

助役（宮川伊三男君） 議案第6号 平成18年度訓子府町一般会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

説明につきましては、事前にお配りしております各会計予算案説明資料。この綴りになりますけれども、この資料と予算書の2冊によって説明をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、説明の中で「前年度」あるいは「昨年度」と表現する部分については、「平成17年度」、「本年度」と表現する分については、「平成18年度」ということでございますので、そのようにお聞き取りを願いたいと存じます。

まず、説明資料をご覧ください。1ページでは、予算編成の基本に触れておりますけれ



ども、本年度の予算編成にあたっては、地方交付税等がさらに減少することが予想され、財政状況は一段と厳しさを増していることから、行政改革方針に沿って各種施策の見直しを行ったほか、町民生活に与える影響に配慮しつつ最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に置き、議会議員の皆様のご協力もいただきながら、財政の健全化を目指すことを基本に進めてまいりました。

また、歳入の面では、特に公共施設の使用料について、負担の公平化の観点から原則有料化とすることにいたしました。そのような中で、一般会計の予算総額が43億6,130万円となり、前年度当初予算に対し4.4%の増となったわけでありませけれども、これは昨年度から着手をいたしました道営の東部及び南部地区畑総の面的事業等が、本年度から本格的に実施されることによる事業費の増と、相内線交通安全施設整備事業による中ノ沢橋の架け替えにかかわる工事費の増が大きな要因となっております。なお、このことにかかわるそれぞれの伸び率については、5ページの下の方にあります表で、歳出の目的別内訳表がございますけれども、6の農林水産業費と8の土木費とも前年度に比較して34.9%の伸びとなっております。

また、8ページと9ページには、人件費についての資料がございます。8ページの下の方に合計欄がありますけれども、その合計欄の右から4列目にあります8億9,946万2,000円が一般会計と特別会計の人件費総額であり、前年度対比で1,288万9,000円の減となっております。これは退職者の不補充あるいは時間外手当の大幅削減などによるものでございます。

次に、10ページをご覧ください。この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでありますけれども、表の下から5段目にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計で13億4,725万5,000円となります。

11ページ以降は投資的事業、それから補助奨励費、扶助費の項目別の内容と事業箇所図を含めて掲載しております。

特に20ページ、それから23ページ、それぞれに平成17年度をもって廃止をいたしましたあるいは完了した事業を掲載してございますので、これらについてはご覧をいただくことといたしまして、中でも新規事業など特別なものについて、予算書の中で説明をさせていただきます。

それでは予算書のほうに移らせていただきます。

まず、予算書の2ページをお開き願いたいと存じます。第1条では、予算総額を43億6,130万円といたしました。

第2条、第3条では、債務負担行為と地方債の取り決めですが、これは別表によって説明をいたします。

第4条は、一時借入金の限度額についてでございますけれども、前年度と同額の10億円を設定しております。

また、第5条では給与費の予算流用について、同じ款の中で流用できることを定めております。

次に、13ページ。第2表でございますけれども、本年度の債務負担行為についてご承認をいただくものであります。本年度は6項目になります。

まず、1項目はコンピューター機器等の更新でありますけれども、備荒資金により購入

することといたしまして、限度額を取得費5,794万2,000円に償還利息を加えた額とし、期間を本年度から平成22年度までとさせていただきます。

次に、季節労働者の生活資金については、その利子補給と損失補償で期間は2ヵ年度でございます。

3項目め、農業経営基盤強化資金の利子補給でございますが、平成43年度まで毎年度の融資平均残高に対し、利子補給率を乗じて得た額を限度といたします。

4項目めは、麦収穫体制確立事業費補助金で総額を355万8,000円とし、期間を本年度から平成27年度までとさせていただきます。

次に、5項目めにあります訓子府高等学校入学生通学支援対策事業は総額を936万円とし、期間は本年度から平成20年度まででございます。

一番下の各小学校教育用コンピューター機器等更新事業でございますが、1項目と同様に備荒資金により購入することといたしまして、限度額を取得費2,788万9,000円に償還利息を加えた額として、期間を本年度から平成22年度までとさせていただきます。

次、14ページ。第3表、地方債でございます。本年度予定をしております事業等にかかわる12件について、借入限度額の総額を4億650万円とさせていただきます。

次、15ページと16ページは、歳入歳出の款別の表でございます。ご覧をいただきたいと存じます。

17ページからは、事項別明細書になります。ここからの説明につきましては、特に歳出では経常的な経費の説明は省略をさせていただきます、歳入歳出とも特徴的な部分についてのみをご説明をさせていただきたいと存じます。

(以下、一般会計予算書の説明、記載省略)

議長(柴田喜八君) ここで昼食のため休憩といたします。

午後は1時からといたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

議長(柴田喜八君) それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

助役。

助役(宮川伊三男君) それでは歳入に引き続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

63ページからになります。なお、歳出の説明につきましても、特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

(以下、一般会計予算書の説明、記載省略)

以上が、総額を43億6,130万円とする平成18年度の一般会計予算案でございます。

時間の関係もありまして、詳細についてご説明できませんでしたが、厳しい財政状況の中で予算全般にわたり経常経費の節減はもとより、各事務事業においても経費の節減を図りつつ、町民の福祉に配慮しながら予算を編成させていただきました。説明不足の点につきましてはお詫びを申し上げ、質疑の中でさらに詳しくご説明をさせていただきます。

すので、ご審議をいただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） それでは訓子府町特別会計予算書のほうをお開きをいただきたいと思います。

特別会計予算書の1ページでございます。

議案第7号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明を申し上げたいと思います。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

それでは説明をさせていただきます。3ページの中ほどに、国保会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載をさせていただいております。

まず、歳入でありますけれども、国保税につきましては、現行税率により予算の計上をさせていただきます。

また、国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては、保険給付費を基礎として、積算した額を計上しております。

道支出金につきましては、道の調整交付金を計上しております。

このほか一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れをしたほか、財政調整に要する財政調整基金からの繰入金も計上しております。

歳出につきましては、保険給付費、老人医療費拠出金及び介護保険第2号被保険者にかかる介護納付金につきましては、前年度の医療費実績額見込から推計をして計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、運営経費につきましても、計上をさせていただきます。

それから同じくこの資料の10ページになります。10ページの下から4行目になりますけれども、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しておりますけれども、平成18年度末の保有見込額につきましては、一番右側に記載をしております1,770万円となる見込みで非常に大変厳しい状況にあるということでございます。

それから同じ資料の30ページから33ページにかけて、国保会計の概要をそれぞれ資料として載せておりますけれども、この資料の内容につきましては、予算書により説明をさせていただきたいと思います。説明は、省略させていただきます。

それで特別会計の予算書のほうにお戻りをいただきたいと思います。予算書の1ページでございます。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,860万円としております。この予算につきましては、前年度当初と比較いたしまして2,800万円、約3.8%の増額計上となっております。

第2条は、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3,000万円としております。

第3条では、歳出予算の流用について定めておりますけれども、その方法については従来と同様としております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。このページにつきましては、款ごとの予算を前年度と比較して記載をしておりますが、その内容につきましては7ページ以降の事項別明細書によって、特徴的なものに限って説明をさせていただきますので、あらか

じめお許しをいただきたいと存じます。

(以下、国民健康保険事業特別会計予算書の説明、記載省略)

議長(柴田喜八君) ここで休憩に入ります。

午後2時5分からはじめます。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

町民課長。

町民課長(山川栄二君) それでは歳出に移らせていただきたいと思います。

(以下、国民健康保険事業特別会計予算書の説明、記載省略)

以上、平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計の主な内容について説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、予算書の52ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計予算につきまして、これも別冊の予算案の説明資料を含めてご説明を申し上げます。

別冊の各会計予算案の説明資料を今一度お開きをいただきたいと思いますが、3ページでございます。その中段に、老人保健特別会計の欄がございます。

まず、歳入でありますけれども、過去の医療費実績に基づき推計をいたしまして、支払基金交付金、それから国庫支出金、道支出金の所要率で算定したほか、町負担分を一般会計からの繰入金として計上しております。

歳出につきましては、過去の医療費実績に基づき推計した医療費等を計上させていただいております。

同じ資料の34ページ、それから35ページに老人保健特別会計の概要ということで、資料を添付させていただいておりますけれども、説明は予算書の中で説明をさせていただきます。

それでは特別会計予算書のほうに戻っていただきまして、52ページを今一度お開きいただきたいと思います。

議案第8号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計予算の第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,460万円といたしました。この予算は、前年度当初予算と比較いたしまして460万円、0.5%の増額となっております。

次に、57ページをお開きをいただきたいと思います。これは款項ごとの予算を前年度と比較して記載しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては58ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明をさせていただきます。

58ページからの歳入からの説明に入りますけれども、その前に本日の朝お手元に配付をさせていただきました1枚ものですが、老人医療費の費用負担割合の推移という資料が本日配付させていただいております。これをご覧いただきたいと思いますが、この資料のとおり支払金からの交付金、左から2番目になりますけれども、これにつきましては

表のとおり年々減少しまして、最終的には本年度10月からは12分の6が支払金からの交付金ということになるものでございます。それから右側のほうの公費負担につきまして、逆に国・道・市町村とも負担増となるものでございまして、本年の10月以降については国が12分の4、道が12分の1、町が12分の1ということで増額になる表であります。これを資料として添付をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

(以下、老人保健特別会計説明、記載省略)

以上が主な内容でございます。平成18年度の訓子府町老人保健特別会計の主な内容について、ご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計の予算について、ご説明をさせていただきます。

まず、別冊の予算案の説明資料3ページをご覧くださいと思います。3ページの下段でございますけども、介護保険会計。

まず、歳入につきましては、平成18年度から平成20年度までの第3期事業運営機関に要する保険給付費を基礎といたしまして積算しました介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上しましたほか、介護認定等に係る所用額を含めた町負担分を一般会計からの繰入金として計上をしております。

次に、歳出につきましては、介護認定審査費、事業の運営経費のほか、保険給付につきましては、本年度からの地域支援事業費を計上させていただいております。

次に、同じ別冊の10ページでございますけれども、基金の保有状況でございます。下から3段目、一番右端、平成18年度の基金の保有見込が866万4,000円となっております。

それでは、特別会計予算書の69ページをお開きいただきたいと思っております。

平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について、その提案の説明をさせていただきます。

まず、第1条で歳入歳出それぞれ予算の総額を4億1,690万円と定めるものであります。

次に、第2条では、一時借入金の借入最高額を3,000万円とするものであります。

第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めてあります。

それでは予算書の75ページの歳入から説明をさせていただきます。

(以下、介護保険事業特別会計予算書の説明、記載省略)

以上、平成18年度介護保険事業特別会計の予算につきまして、提案説明をさせていただきましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 平成18年度訓子府町特別会計予算書の138ページをお開き願います。

下水道事業の概要につきましては、別冊A4版の予算書の説明資料40ページ以降に記載してありますが、後ほどご覧をいただくことといたしまして、内容につきましては予算書

で説明をいたします。

まず、第1条の歳入歳出予算の総額をそれぞれ前年度比510万円増の2億6,730万円と定めるもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、139ページから142ページの第1表、歳入歳出予算によりますので、後ほどご覧をいただきたいと思えます。

次に、第2条債務負担行為、第3条地方債につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

第4条の一時借入金につきましては、歳入の最高額を前年度同額の2億円と定めるものであります。

次に、143ページをお開き願います。第2表の債務負担行為であります。まず、水洗便所改造等資金貸付利息等負担金及び損失補償の個別排水では、平成18年度から平成23年度までの期間とし、負担金の限度額は2,500万円とし、以下記載のとおり定めるものとします。

次に、144ページの第3表、地方債であります。個別排水処理施設整備事業限度額4,560万円とし、いずれも証書借入で年利5%以内、償還の方法は記載のとおり定めるものであります。

次に、145ページにつきましては、事項別明細書の総額であります。

款別の増減内容等につきましては、146ページ以降の予算書で説明させていただきますので、説明を省略させていただきます。

それでは146ページの歳入から説明をいたします。

(以下、下水道事業特別会計予算書の説明、記載省略)

次に、170ページから172ページまでは債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、172ページにつきましては地方債の調書であり、平成18年度末における負担金残高、右側の一番下に記載のとおり9億7,261万7,000円となる見込みであります。

次の173ページから177ページまでは、給与明細書で一般会計に準じて作成いたしますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、平成18年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) ここで午後3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

水道課長。

水道課長(竹村治実君) 平成18年度訓子府町特別会計議案書の178ページをお開きください。

議案第11号 平成18年度訓子府町下水道事業会計予算について、提案説明をさせてい

たきます。

まず、第2条の業務の予定量であります。給水件数につきましては、前年度対比で10件増の2,180件、年間総水量は72万?、1日平均水量は1,972?としております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で、営業収益及び営業外収益あわせて1億9,525万2,000円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費、営業費用、営業外費用、予備費をあわせて2億3,053万4,000円の計上であります。

収支を差し引きますと3,528万2,000円が不足となり、いわゆる赤字予算となります。現金の支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、開発費償却を差し引きますと、逆に3,862万4,000円ほど収入が上回り、現金の支出だけを見た場合には黒字予算となるものであります。

次に、第4条で資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものですが、収入額が支出額に対して不足する額4,791万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

まず、収入であります。第1款の資本的収入につきましては、4,387万1,000円であり、その内訳は企業債で3,130万円、他会計補助金が1,257万1,000円の計上であります。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出で9,178万2,000円であり、その内訳は建設改良費で3,288万1,000円、企業債償還金5,890万1,000円であります。

なお、第3条の収益的支出及び第4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど180ページ以降で説明をさせていただきます。

次に、第5条であります。まず起債の目的は、開盛浄水場攪拌設備整備事業及び水道配水施設整備事業、水道配水施設移設整備事業であります。限度額につきましては、3,130万円、起債の方法は証書借入、利率5.1%以内、償還の方法は以下記載のとおりであります。

次に、第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年度と同額の計上であります。

次に、第7条の職員給与費3,601万4,000円につきましては、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費に流用する場合は議会の議決を得なければならないものと定めるものであります。

次の第8条につきましては、一般会計などからこの会計に補助を受ける金額を4,774万8,000円と定めるもので、内容につきましては後ほど説明をさせていただきます。

第9条のたな卸資産。いわゆるメーター器の購入限度額につきましては、763万7,000円と定めるものであります。

次に、180ページと181ページにつきましては、一般会計の書式に準じて作成をしておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、182ページの平成18年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書でありま

すが、これは一般会計の事項別明細にあたるものであり、順次説明をさせていただきます。

(以下、水道事業会計予算書の説明、記載省略)

次に、予算書の188ページの資金計画につきましては、収益的支出、資本的支出のうち現金収支における資金計画でありますので、後ほどご覧いただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

次の189ページから190ページの給与明細書につきましても、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

次に、191ページと192ページは、平成18年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の193ページと194ページにつきましても、平成17年度末の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の195ページにつきましては、平成18年度1月末時点におきます収益的支出の決算見込から税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

以上、平成18年度訓子府町水道事業会計の予算につきまして、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第14号、議案第15号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号

議長(柴田喜八君) 次に、日程第28、議案第14号、日程第29、議案第15号、日程第30、議案第23号、日程第31、議案第24号、日程第32、議案第26号、日程第33、議案第28号、日程第34、議案第29号、日程第35、議案第30号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第14号から順次お願いいたします。議案書のほうを出してください。

総務課長。

総務課長(山田日出夫君) それでは議案書の58ページをお願いいたします。

議案第14号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、提案説明を申し上げたいと思います。

この条例は、地方自治法第58条の2の規定に基づきまして、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。地方自治法のこの規定は人事行政の運営に関する様々な情報を住民に公表し、行政情報を理解いただくことで、効率的で開かれた行政を実現する目的で規定されているものでございます。

では、記以下の条例案を説明いたします。59ページをお願いいたします。

まず、第1条趣旨は法律の委任を受けて本条例を制定する旨をうたい、第2条任命権者報告の第1項では、毎年8月末までにこの人事行政運営の報告を町長に義務づけをしております。第2項で、その報告する事項は臨時職員を除く職員に係る次に掲げる1号から7



号までの各事項と規定してございます。第1号で任命及び職員数に関する状況を、第2号では給与、勤務条件等に関する状況を、第3号で分限及び懲戒処分の状況を、第4号で服務の状況を、第5号で研修及び勤務成績の状況を、第6号で福祉及び利益保護の状況を、第7号で町長が必要と認める事項と定めてございます。

第3条公表の方法の第1項では、町長は管内公平委員会からの前年度の業務の状況の報告を受けまして、毎年9月末までに第2条の報告概要と公平委員会報告を考慮しなければならないと規定しております。第2項では、その公表方法について広く町民の皆さんにお伝えするために、広報誌の掲載または掲示、閲覧、インターネットによる閲覧の方法を規定してございます。第3項では、閲覧場所として町役場を規定してございます。

第4条委任では、必要な事項を町長が定めることとしまして、附則では施行日として平成18年4月1日からと規定してございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようによりしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） それでは議案書の60ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号 訓子府町認可地縁団体印鑑条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町認可地縁団体印鑑条例を次のように制定しようとするものであります。

この条例の制定につきましては、町または字の区域、その他市町村の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体。いわゆる町内会・実践会の団体のことを指しております。これまで町内会あるいは実践会等につきましては、法人格を持っていなかったということから、会館等の財産を持っている場合には、その団体の名義では不動産登記が不可能だったという状況がこれまでありました。そのため不動産の登記等をする場合には、会長個人あるいは役員の名義だとか、そういう形での登記をしているのが現状でありまして、当該名義人の死亡による相続問題ですとか、あるいは当該名義人の債権者による不動産の差し押さえ等の財産上のトラブルが全国で多く発生していたという状況がございまして、これらのトラブルを解消するために、不動産を保有または保有を予定している町内会・実践会に法人格を与えることによりまして、団体名義での不動産登記等が可能になるものでございます。地方自治法が改正されたことによりまして、市町村長の認可を受けた場合に印鑑登録ができて、その印鑑登録証明書の交付を受けて道が団体の名義で不動産の登記ができるということになったため、この条例を改めて制定するものでございます。

記以下でありますけども、次のページをお開きいただきたいと思います。条例の内容について、説明をさせていただきます。

まず、第1条は主旨であります。ただいまご説明しましたように、地方自治法第260条の2第1項の規定により、町長の認可を受けた地縁による団体の代表者に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項定め、これをもって地縁団体による団体の利便性を増進するとともに、取引の安全に期することを目的としているものでございます。

第2条につきましては、登録の資格でありまして、印鑑の登録を受けることができるものは地縁団体の代表者または次の各号に掲げる者が選任されているときにあっては、当該

各号に定めるものとするということで、第1号については裁判所の選任する職務代理者。第2号につきましては、民法の規定による仮代表者。第3号については、民法の規定による特別代理人。第4号につきましては、清算人という規定でございます。

次に、第3条は登録の申請を規定しているものでありまして、認可地縁団体の印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可団体の印鑑を持参し、自ら町長に申請をしなければならないという規定でございます。第2項については、登録を申請する書面は訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例に基づき、登録されている団体等の個人の印鑑を押印し、その個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならないという規定でございます。第3項につきましては、第1項の申請があった場合、地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳。これを地縁団体登録台帳と言いますけれども、その記載事項並びに個人印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、申請の内容について審査し登録する規定というものでございます。

第4条につきましては、登録印鑑の規定で登録を受けることができる認可地縁団体は、1認可地縁団体について1個に限るという規定でございます。第2項については、登録しない印鑑を指定したものでございまして、第1号についてはゴム印の印鑑で変形しやすいもの。第2号については、印鑑の大きさが一辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの。第3号については、印影が鮮明に表しにくいもの。第4号については、その他町長が登録を受けるとする認可地縁団体の印鑑として適当でないものということで、登録しない印鑑を定めたものでございます。

第5条は、印鑑登録原票についてであります。印鑑登録原票への登録事項で、第1号の登録番号から第9号の代表者の住所までを規定いたしまして、第2項については前項各号のほか、町長が必要と定める事項を登録できる規定でございます。

次に、第6条につきましては、印鑑登録証明書の交付の規定で、認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、当該地縁団体の印鑑を押印した申請書によって、自ら町長に対し申請しなければならないという規定であります。第2項については、前項の規定による申請があった場合は、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び、認可地縁団体の記載事項との照合。その他審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付すべきという規定です。

第7条につきましては、印鑑登録の廃止申請についての規定で、登録廃止等がなされた場合の規定であります。

第8条は、登録事項の修正の規定で、登録事項の修正が生じた場合の規定です。

第9条につきましては、印鑑登録の抹消についての規定で、第1号から第5号までの場合は抹消するという規定でございます。9条の2項については、町長は登録を抹消した場合には、その旨を印鑑登録代表者に通知をすべきであるという規定でございます。

第10条は、印鑑登録原票の再製についての規定で、次の第1号から第3号により再製する場合には、その旨を印鑑登録代表者等に通知をし再製するという規定でございます。

第11条は、代理人による申請の規定で、代理人は委任の旨を証する書面を提出して申請するという規定でございます。

第12条は、閲覧の禁止規定。

第13条は、質問・調査についての規定で、町長は認可の地縁団体の登録の関係者に対して質問をして、必要な事項についての調査ができるという規定でございます。

第14条は、手数料の規定で、訓子府町手数料徴収条例に規定する印鑑に関するものに係る証明手数料の額とする規定でございます。

第15条は、訓子府町行政手続条例の適用除外の規定で、これは行政手続法の第3条に基づきまして、印鑑の登録及び証明に関する処分については、適用除外されるということから適用しない規定でございます。

第16条は、委任の規定で条例の施行に関して必要事項は、町長が別に定めることができるという規定でございます。

附則でありますけれども、この条例は平成18年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、訓子府町認可地縁団体印鑑条例の制定について、ご説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書110ページをお開き願います。

議案第23号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町営住宅管理条例（平成9年条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

この改正は、公営住宅法施行令の一部が改正されることに伴い、条例を改正しようとするものであります。

記以下であります。次の111ページの新旧対照表とあわせてご覧いただきたいと思っております。

訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

訓子府町営住宅管理条例（平成9年条例第12号）の一部を次のとおり改正する。

次のページで、新旧対照表を見ていただきたいのですが、第5条第1項第6号中現行「又は既存入居者若しくは」を改正案では「、既存入居者又は」に。現行「により、」を改正案では「、その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改正するものです。

次に、引用条項移動に伴い、同条例第6条第1項第2項中「政令第6条第3項」を「政令第6条第5項」に条例を改めようとするものであります。

附則であります。この条例は公布の日から施行するものであります。公営住宅法施行令の一部を改正する法令、平成17年度政令第357号、平成17年12月2日交付により公営住宅法が改正され、公営住宅の適正かつ合理的な管理を図るため、公募によらない他の公営住宅への特定入居が可能になる自由の拡大がなされたことから、本町においても公営住宅施行令の主旨に沿って、条例の改正を行うものでございますけれども、特定入居の例といたしましては、入居当初から世帯人数に不相応な規模の住宅に住居している場合。また、子供が大きくなり、現在の間取りでは不相当である場合。知的障害者が作業場に近い公営住宅に移転することが適当である場合等でございます。

以上、訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせ

ていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書の112ページお願いいたします。

議案第24号 訓子府町国民保護対策本部及び訓子府町緊急対処事態対策本部条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律。いわゆる国民保護法の制定に伴い、同法第31条の規定により、条例に委任されております訓子府町国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部の設置について、必要な事項を定めようとするものでございます。

記以下の条例案は、次ページにございますのでご覧をいただきたいと思っております。

まず、第1条では法律の委任を受けまして、本条例を制定する旨をうたい、第2条組織では国民保護対策本部の組織について規定しております。その第1項では、国民保護対策本部長が本部事務を総理することを、第2項では副本部長が本部長を補佐し、本部事務を整理することを、第3項では本部員が本部事務に従事することを、第4項及び第5項では本部職員の配置と職員の任命について規定してございます。

第3条会議では、第1項で本部長は、情報交換・連絡調整のため本部会議を招集することを、第2項では法第28条第6項の規定に基づきまして、国の職員など外部の者を制し、意見を求めることができることを規定しております。

第4条班では、本部長が必要に応じて、本部に班を置けること定め、第3項、第4項では、班長の指名とその役割などについて規定してございます。

第5条現地対策本部は、国民保護対策本部に現地対策本部を設置することを定めております。第1項では、この現地対策本部長は、国民保護対策本部の副本部長以下の本部職員の中から本部長が指名することとしまして、第2項では現地対策本部長が事務を掌理することを規定してございます。

また第6条では、必要な事項を本部長が定めることを規定しております。

なお、第7条では緊急対処事態対策本部について、第2条から第6条までの規定を準用することを定めております。

附則では、施行日を平成18年4月1日と規定してございます。

この条例では、似通った組織名が出てきますので、ここで簡単に説明させていただきます。国民保護対策本部は、法律の規定を受けまして、武力攻撃事態。つまり着陸・上陸侵攻、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空攻撃などの比較的広範囲長期的な戦闘事態に立った場合、国民を保護する目的で、市町村単位に設置される土台の組織でございます。

そのもとに、本部・副本部長を中心に現地対策本部がおかれまして、現場での対策と本部との連絡調整に従事するのが現地対策本部でございます。

一方、町緊急対処事態対策本部は、先ほど言いました広範囲長期的な戦闘までに至らない限定的・単発的な攻撃であります。例えば原子力発電所への攻撃だとか、自爆テロ、それとサリンの散布等、有毒物質の散布などのいわゆるそういった内容の緊急対処事態に設置する本部でございます。ただ、武力攻撃事態と緊急対処事態は明確に区分することは困難なことも想定され、同時にあるいは連続的にまたは同時多発的に発生することも予想されますので、このような不幸な事態に至ったときには、実際には国及び北海道の判断と指

導に基づき、決定された内容に沿って対処することになることと思われま

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますよう

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の会議時間は記事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書 116 ページをお開きください。

議案第 26 号 訓子府町農業施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、訓子府町農業施設に係る指定管理者を

記以下をご説明いたします。

1 の施設の名称等につきましては、訓子府町馬鈴しょ集出荷施設、小麦乾燥貯蔵施設、堆肥供給センターの 3 施設で、位置は記載のとおりでございます。

2 の指定管理者となる団体の名称等につきましては、北見市とん田東町 617 番地、きたみらい農業協同組合であります。

3 の指定の期間につきましては、平成 18 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日であり

以上、訓子府町農業施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますよう

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書 119 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 28 号です。

網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案説明を申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、平成 18 年 3 月 31 日東藻琴村と女満別町の合併により、新たに大空町が誕生することに伴いまして、網走支庁管内町村交通災害共済組合の規約の変更について、議会の議決を求め

記以下の改正条文のご説明をいたします。

第 6 条第 1 項中に「21 人」を「20 人」に、「17 人」を「16 人」に改めるものでございますが、平成 18 年 3 月 31 日大空町のスタートによりまして、構成自治体が一つ減少することに伴い、組合議会議員数を 21 人から 1 減じて 20 人とし、町村長を 17 人から 1 減じて 16 人に

附則としまして、施行日は平成 18 年 3 月 31 日となります。

以上、改正点についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますよう

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 続きまして、120ページをお願いいたします。議案第29号であります。

網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少について、提案説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、平成18年3月31日で東藻琴村及び女満別町が合併し大空町が誕生しますが、平成18年3月30日をもって、この委員会から東藻琴村、女満別町が脱退することについて、議会の議決を求めるものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、121ページをお願いいたします。

議案第30号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、先ほども言いましたが、平成18年3月31日時点で新しくこの委員会に大空町が加入することに伴いまして、共同設置する地方自治体の数が増加することについて、議会の議決を求めるとともに、規約の変更について議決を求めるものでございます。

記以下の改正条文の説明をいたします。

網走支庁管内町村公平委員会規約別表中、東藻琴村、女満別町を削るものでございますが、これは平成18年3月31日、1村1町が合併することによりまして、30日付で公平委員会から脱退しまして、新たに31日付で大空町が加入し、組織する地方公共団体が増加することに伴うものでございます。

前回、遠軽町を含むときには、遠軽町という町が残った形でしたので、議案1本で済みましたが、今回は30日で2つが抜け、31日で全く新しい名前の町が発足することにより、議案がこのように分かれるものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

附則としましては、施行日として平成18年3月31日となります。

以上、改正点についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### 散会の宣告

議長（柴田喜八君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は、午前10時から一般質問に入ります。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分